

うきは市食と農と健康を結ぶ

第6次食育推進計画

健康で心豊かな暮らしの創造、全ては食育から

令和8年3月

福岡県うきは市

「うきは市食と農と健康を結ぶ食育推進条例」

(平成 18 年うきは市条例第 47 号)

(前文)

生涯にわたって健康で心豊かな暮らしを実現するためには、何よりも食育が重要である。

食育基本法では食育は生きるうえでの基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置づけられているように、私たちの心も身体も全ては「食」の上に成り立っていると言える。特に子どもたちに対する食育は、人格形成に大きな影響を及ぼし、豊かな人間性を育んでいく基礎となるものである。

農業、教育、保健、医療及び福祉等の課題の解決に食育は深く関わってくる重要な要素であり、市民一人ひとりが健康で心豊かな暮らしを創造できるよう、あらゆる分野で食育の観点を取り入れたまちづくりを推進していくことが重要である。

このため、うきは市は、食育のまちづくりの基本理念を明らかにし、すべての市民の参加と協働のもと、食育の学習とその実践の取り組みを総合的かつ計画的に推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 計画策定にあたって

第1節 策定背景

(1) 国の動向

我が国では、食習慣の乱れや生活習慣病の増加、家族形態の変化に伴う孤食の進行など、食を取り巻く課題が多様化しています。こうした状況を踏まえ、平成17年に「食育基本法」が制定され、国として食育を体系的に推進する枠組みが整えられました。

現在、「第4次食育推進基本計画（令和3～7年度）」のもと、肥満・やせ、生活習慣病、低栄養などの課題に対応しつつ、生涯を通じた健康づくりや地産地消、環境と調和した食の推進、食文化の継承、食品ロス削減などを重点として示しています。また、オンライン活用など新しい生活様式への対応も進められ、国は関係省庁・自治体・学校・企業・地域団体が連携し、地域特性に応じた食育を推進することを求めています。

本市の食育推進においても、これら国の方針と整合を図りつつ、地域特性をいかした施策を進めていくことが求められます。

(2) 県の動向

福岡県では、市町村や関係団体と連携し、学校給食における県産農林水産物の利用促進や、農林漁業体験の機会提供、食生活改善を通じた健康づくりなど、食育・地産地消の推進に取り組んできました。

また、行政、保健医療、農林水産業、教育等の幅広い関係者が参画する体制のもと、県民運動として食育・地産地消の取組を展開しています。

こうした取組を踏まえ、福岡県は令和5年度から5年間を計画期間とする「福岡県食育・地産地消推進計画」を策定し、県民の健康で豊かな生活の実現を目指した施策を進めています。

(3) うきは市の動向

うきは市では、合併後の平成17年4月に「食育の推進」を基本方針として掲げ、同年12月に「うきは市食と農と健康を結ぶ食育推進協議会」を設置しました。以降、本市の特色である農産物を生かした食育と、教育・健康づくりを一体的に進める独自の取り組みを重ねてきました。

具体的には、地元農産物を活用した学校給食、土壤診断による付加価値の高い農産物づくり、モデル地域の健康調査結果を踏まえた食生活改善や各園や小中学校での食育授業など、

地域資源と健康づくりを一体的に生かした施策を実施してきました。平成 19 年には、全国でも珍しい「食育推進係」を企画課内に設置し、市全体の食育を横断的に進める基盤を整備しました。平成 24 年度には所管を保健課に移し、保健・福祉・教育・農政が連携する体制に発展しています。

また、市民向け講演会（平成 19 年度）、伝統食 38 品目をまとめた冊子『伝えたいうきはのごはん』（平成 22 年度）、令和 2 年度の「早寝早起き朝ごはん」看板リニューアルなど、市民に身近な形で食育の普及を図ってきました。

平成 22 年 3 月から「うきはの食と農と健康まつり」を開催し、食・農・健康の関係性やその重要性を伝えてきました。平成 25 年度からは会場を「うきはアリーナ」へ移し、平成 26 年度以降は「うきは祭り」と同会場・同日開催とすることで相乗効果を高めてきました。

令和 7 年度は、会場を吉井体育センターに変更し、引き続き市民への食育普及を図りました。

本市の食育は、豊かな農産物という地域資源と、部署間の協働体制を強みとして、「地産地消の推進」「子どもの育ちに寄り添った学校教育での食育」「生活習慣病予防」を柱に取り組んできました。

一方で、共働き世帯の増加による調理機会の減少、若年層の朝食欠食・野菜摂取量の不足による生活習慣病の増加、高齢者のフレイル化など、食習慣の課題が進んでいます。また、SNS 等を通じた食情報の氾濫により、正しい情報を見極める力が求められるなど、現代的な課題も顕在化しています。

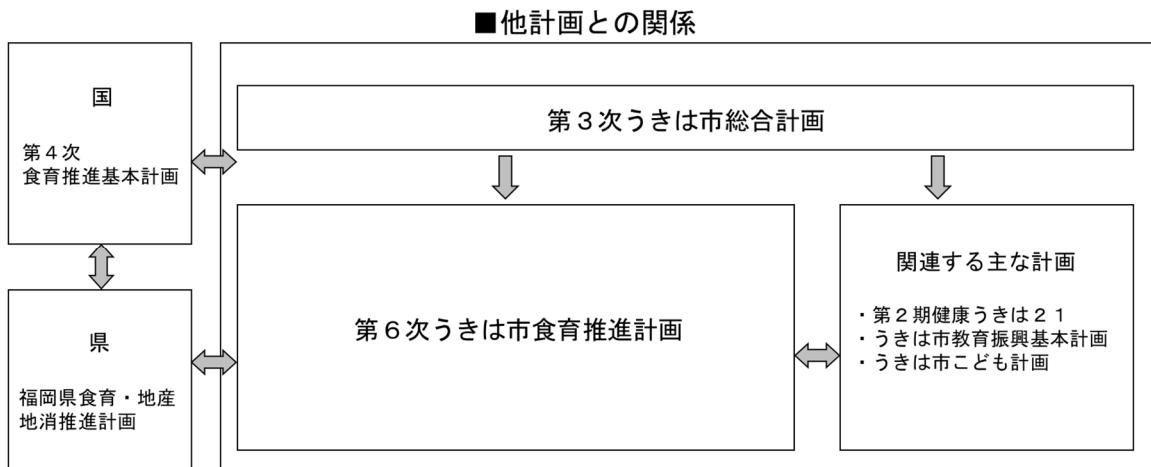
さらに、食育を推進する食生活改善推進員など市民活動グループの後継者不足も課題であり、継続的な食育推進の担い手を育成し、次世代につないでいくための気運醸成が求められています。

これらの状況を踏まえ、本計画では、農・教育・健康の三分野が一体となって取り組む体制を強化し、地域ぐるみで持続可能な食育を進めていくことを目指します。

第2節 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「食育基本法」第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として策定するものです。国の食育推進基本計画や福岡県の計画との整合性を図り、本市総合計画、健康増進計画、教育振興基本計画、こども計画など、関連する上位・関連計画との連動を確保しながら、府内横断的に食育を推進します。



(2) 計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和10年度までの3年間とします。

第2章 基本理念と基本目標

本章では、本市における食育推進の根幹となる基本理念と、計画期間において重点的に取り組むべき基本目標（4つの柱）、および施策の方向性を具体化するための推進目標について示します。これらは「うきは市食と農と健康を結ぶ食育推進条例」の趣旨を踏まえ、本市が大切にしてきた“食・農・健康”の価値を市民と共有し、次期3年間の施策展開の基盤となるものです。

第1節 基本理念

本市の食育は、平成17年に制定した「うきは市食と農と健康を結ぶ食育推進条例」を根拠とし、市民一人ひとりが心身ともに健やかで、豊かな生活を営むための重要な取組として進めてきました。本計画においても、条例で定める次の5つの理念を引き続き基本とし、あらゆる世代と分野に広げながら食育の推進を図ります。

- （1）食と農と健康を総合的かつ有機的に結びつけるため、家庭、学校・保育所、地域、農業生産の現場、職場など多様な場を通じて食に関する理解を深め、主体的・積極的な学習及び体験の機会を推進します。
- （2）市民の心身の健康増進と豊かな人間性の育成のため、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたり健全な食生活が実践されるようにします。
- （3）食生活が自然の恩恵に支えられていることへの理解と感謝の念を育み、豊かな自然環境の保全に努めます。
- （4）地域の伝統的な食文化や特色ある農産物を継承・活用し、生産者と消費者の交流を図りながら、地産地消を積極的に推進します。
- （5）食品の安全性が健全な食生活の基盤であることから、食品の安全性に関する情報をはじめ、食に関する幅広い情報提供に努めます。

これらの理念は、第4章で示す「農」「教育」「健康」の三分野すべてに共通する価値であり、本市の食育推進の方向性を示す基本的な考え方です。

第2節 食育推進の4つの柱（基本目標）

条例の理念、食育アンケート、各分野（農・教育・健康）の課題整理、第5次計画の成果と課題を踏まえ、本市は次の4つの柱を食育推進の基本目標として設定します。これらは次章の「現状と課題」と、第4章の「分野別施策」をつなぐ構造となっています。

（1）健康的な生活を目指します。

市民一人ひとりが、生涯を通じて健全な食生活を実践できるよう、健康づくりに直結する食習慣改善を推進します。

- ・野菜摂取量の向上
- ・適正体重の維持
- ・生活習慣病予防
- ・高齢者の低栄養予防

（2）豊かな心を育みます。

家庭・学校・地域での体験や伝統食文化の継承を通じ、次世代へつながる豊かな人間性の形成を図ります。

- ・食を大切にする心
- ・命の営みに対する理解
- ・多様な食文化への関心
- ・自然を尊び感謝する心

（3）食の安全・安心な環境をつくります。

農産物の生産から流通・消費まで、安全で信頼できる食環境を整え、市民が安心して食を選択できる地域づくりを進めます。

- ・地場産物の安定供給
- ・衛生管理の徹底
- ・食のリスク情報の適切な提供
- ・食品ロス削減

（4）連携・協働で食育を進めます。

家庭、学校・保育所、地域、農業生産の現場、職場などが連携し、食育推進を進めます。

- ・食育指導者、農業者等の担い手の育成
- ・市民主体の取組の支援
- ・地域全体での食育体制づくり

特に、食生活改善推進員等、地域ボランティアの担い手不足への対応は喫緊の課題であり、次世代につなぐ仕組みの構築を目指します。

第3節 食育推進の目標と指標の設定

本計画では、食育の成果を客観的に把握し、毎年度の進行管理や計画評価につなげるため、主要な指標（KPI）を設定します。指標は、学校給食会の「食生活アンケート」、学校給食の地場産物利用調査、市国保特定健診結果、市の食育イベントでの「食育アンケート」等、多様なデータに基づき設定します。

【主な指標（KPI）】

- ・ 野菜摂取量の実践率（1日350gの認知・実践）
- ・ 朝食が単品のみの児童・生徒の割合
- ・ 地産地消を意識する市民の割合
- ・ 学校給食での地場産物使用割合
- ・ 児童・生徒の「食に関する理解度」
- ・ 3歳児の肥満割合（健診結果）
- ・ 特定健診による生活習慣病関連指標（肥満・高血圧など）

これらの指標は第4章の施策とリンクさせ、次期計画最終年度（令和10年度）での達成を目指します。

第3章 うきは市の現状と課題

第1節 地場産物の活用と地域農業の振興

（1）農業分野の位置づけ

本市では、豊かな農産物を活かした地産地消の取組を継続的に推進しており、農産物直売所を中心とした販路の形成、学校給食への地元食材の提供、6次産業化の支援、特産品のブランド化など、多様な施策が展開されています。市民が地元農産物に触れ、地域農業の理解を深める環境づくりが進んでいます。

（2）地域農業の理解を深める取組

・ 地産地消の拠点形成（直売所）

本市の地産地消は、平成12年4月に整備された「道の駅うきは」を基点として発展してきました。令和6年度の出荷者数は691名、売上額は約13.6億円と、地場産物の安定的な供給拠点となっています。

また、平成16年に開設された「JAにじ」農産物直売所「にじの耳納の里」では、令和6年度の出荷者数が1,088名、売上額は約15.5億円に上り、地域農業を支える主要拠点として機能しています。

【直売所売上推移（道の駅うきは・にじの耳納の里）】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
道の駅 うきは	出荷者数	749	740	714	691
	売上額（千円）	1,124,790	1,271,945	1,342,191	1,358,834
にじの 耳納の里	出荷者数	1,161	1,147	1,161	1,088
	売上額（千円）	1,298,379	1,385,423	1,407,635	1,553,098
合 計	出荷者数	1,910	1,887	1,875	1,779
	売上額（千円）	2,423,169	2,657,368	2,749,826	2,911,932

これら2つの直売所は、市民にとって身近な購買の場であると同時に、観光客への発信力も高く、地場産物の認知向上に大きく寄与しています。

・ 6次産業化の推進

令和元年より「6次産業化研究開発・事業化支援センター（うきは夢ラボ）」を運用し、地場産物や規格外品の加工・商品化を支援しています。農業者自らが商品開発に取り組む事例も増えつつあり、地場産物の付加価値向上や所得確保につながっています。

- ・特産品のブランド化（うきびー柿まんじゅう等）

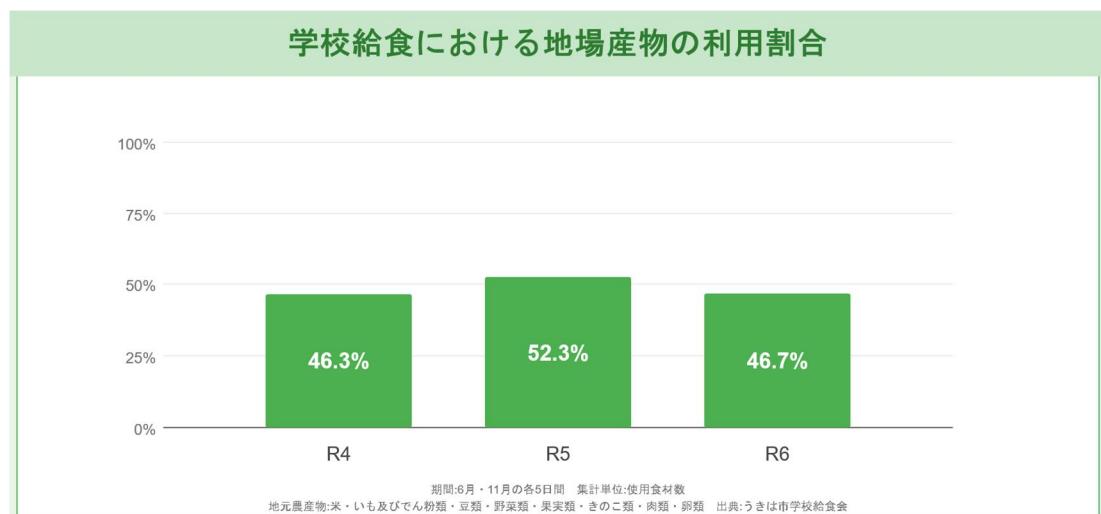
本市では、地域資源を活かした特産品のブランド化を進めてきました。令和5年度には、九州経済産業局の「令和5年度 九州における地域ブランド構築・定着支援事業」に採択され、商標権の活用による新たな土産品開発に取り組みました。

道の駅うきはや、うきは観光みらいづくり公社等と連携し、試作・検討を重ねた結果、本市の代表的な農産物である柿を使用した手土産品「うきびー柿まんじゅう」を開発しました。令和6年9月から道の駅うきはにて販売を開始し、観光客・市民の双方に購入しやすい特産品として展開しています。

- ・学校給食への地場産物活用

市内小中学校の学校給食では、うきは産の野菜や果物の活用を継続しています。果物産地としての特徴を活かし、旬の果物を取り入れた献立が子どもの生産者の努力や感謝の念を育んでいます。給食を通じた地産地消は、教育分野と農業分野をつなぐ重要な取組です。

【地場産物利用率（学校給食）】



学校給食での地場産物利用率は46~52%と安定して推移しています。今後も、旬の食材の積極的な活用や地域農家との連携強化により、子どもが地元農産物に触れる機会拡大が期待されます。

- ・今後の方針

農産物の品質向上に向けた生産者支援を進めるとともに、農業者の高齢化が進む中、若い担い手への技術継承や新規就農者支援の強化も重要です。

（3）課題の整理

- ・ 学校給食以外の家庭での地場産物利用の実態把握が十分でないこと
- ・ 若年層・子育て世代での地場産物の価値理解や選択性の向上が必要であること
- ・ 農業者の高齢化や担い手不足による地域農業の持続性の課題
- ・ 6次産業化や加工品開発のさらなる展開に向けた人材・設備支援の必要性

（4）まとめ

本市では、直売所や学校給食を基軸とした地産地消が地域に根づき、特産品のブランド化や6次産業化など、多面的な取組が進められています。一方で、家庭での地場産物利用の実態把握、若い世代への浸透、担い手確保など、食育と農業振興を連動させていく観点での課題があります。

食育推進計画としては、家庭・学校・地域が相互に連携し、日常の食生活の中で地元農産物を自然に選択できる環境を整えることが重要です。

そのため、家庭での実践促進、学校教育との連携、地域の購買行動や市内事業者の取組支援など、ライフステージを通じた地産地消の流れを強めていく必要があります。

第2節 食の理解と生活習慣の形成

（1）教育分野の位置づけ

学校・幼児教育の場は、子どもが生涯にわたって健康的な生活習慣を形成するための重要な学びの場であり、家庭・地域と連携した食育の中心的役割を担っています。本市では、保育所・認定こども園を含めた幼児期から小中学校に至るまで、成長段階に応じた食育の推進を図り、望ましい食習慣や地域の食文化への理解の定着を目指して取組を進めています。

（2）保育・幼児教育における取組

・ 基本的な食習慣の形成

絵本や紙芝居を活用して、規則正しい食事時間、偏食防止、食材への感謝、食事マナーなど、幼児期に身につけるべき基本的な食習慣を指導しています。

また、栄養士と給食調理員が連携し、旬の食材や行事食を取り入れた献立を作成し、乳幼児期に必要な栄養バランスの取れた食事を提供しています。

食物アレルギーを有する児には個別に対応し、安全性に配慮した給食を徹底しています。

献立表、給食だより、給食サンプル展示、試食会などを通じて、家庭との情報共有や保護者理解の促進に努めています。

・ 園児食育体験

保育所・認定こども園では、園児が食材に触れ、収穫・調理・試食などを通じて「食を楽しむ」「食に興味を持つ」機会を設けています。園児食育体験は幼児期における主体的な食体験の場として意義が高く、食材への関心や食べる意欲の向上につながっています。今後も継続を基本とし、伝え方や内容の工夫を進めていきます。

（3）学校における食育

・ 基本的な食育活動

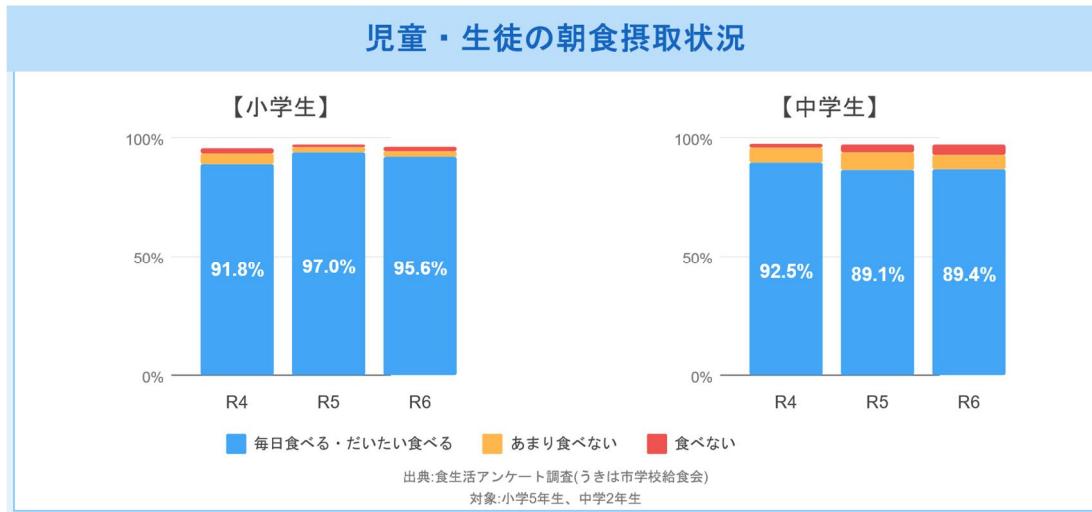
学校における食育の中心は学校給食であり、各校では食に関する年間指導計画を作成し、給食を生きた教材として活用した指導を行っています。特に、地場産物を取り入れた「うきは献立」や「地場産給食の日」、毎月19日の「食育の日（朝ごはんの日）」など、本市独自の取組を通じて、食材への理解や望ましい食習慣の定着を図っています。

栄養教諭等が中心となり、献立作成、給食時間での指導、食育だよりの発行、生産者との交流、給食、試食会の実施など、学校・家庭・地域をつなぐ取組を継続しています。また、各小学校では「食と農理解促進事業」を活用し、地域住民との交流や農業体験等を通じて、食と農への理解を深める学習活動を実施しています。

・ 小中学生における食習慣の現状（食生活アンケート）

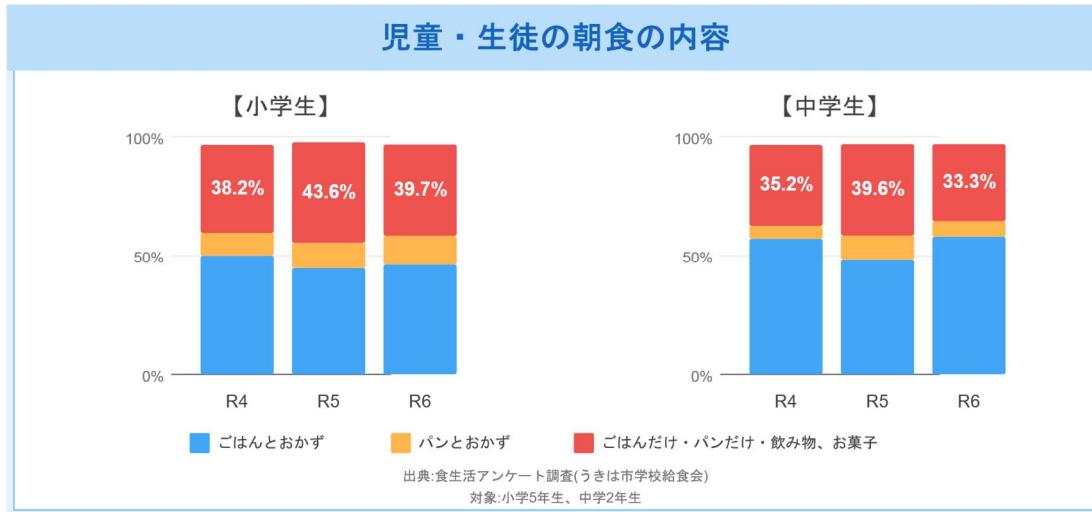
小・中学校では食生活アンケートにより児童・生徒の実態を把握しています。

1) 児童生徒の朝食摂取状況



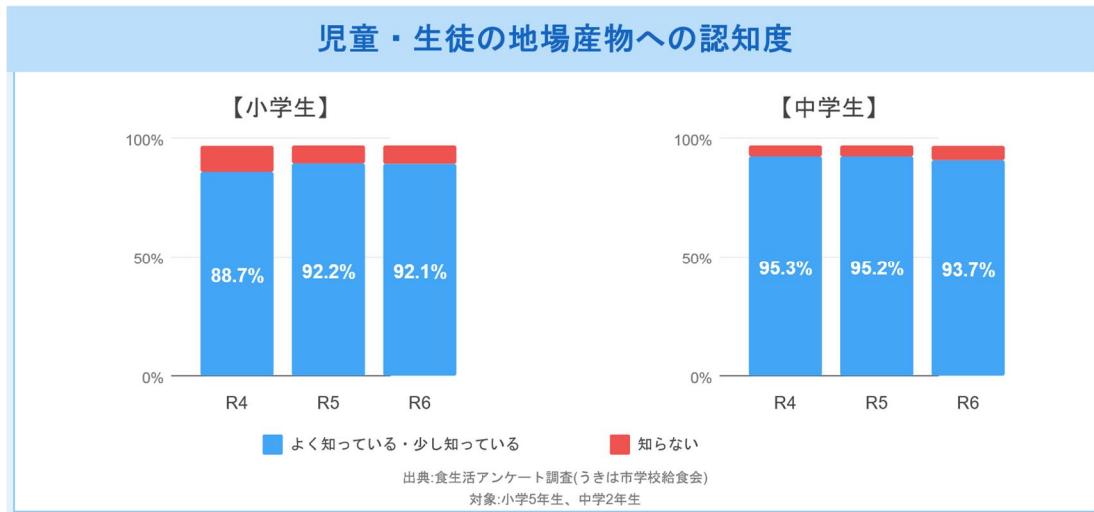
小中学生ともに高い割合で朝食を食べており、基本的な生活習慣は全体として定着しています。

2) 朝食の内容



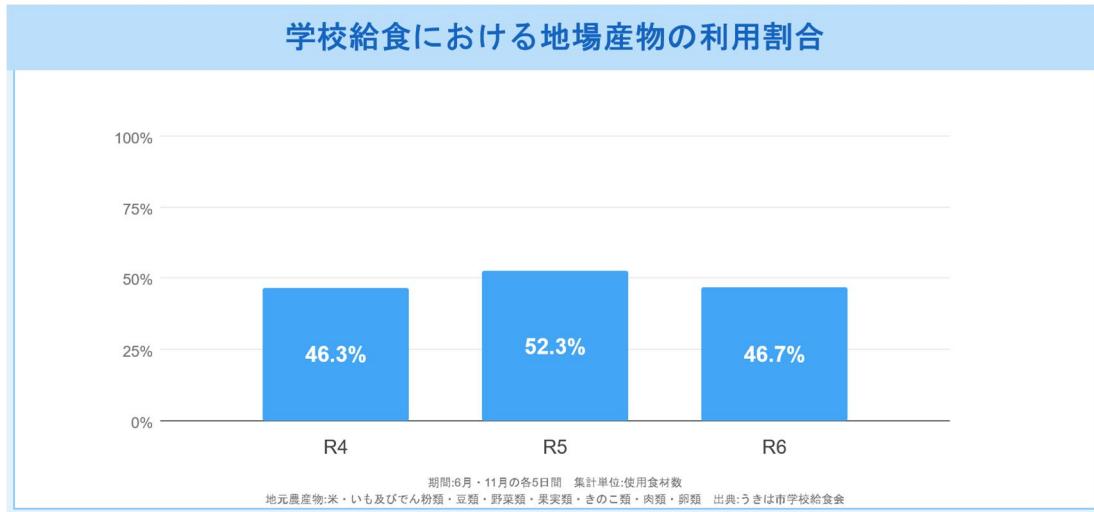
「主食 + 主菜 + 副菜」に近い朝食はおおむね半数前後にとどまり、特に単品のみの割合が小学生で約38~43%、中学生で約33~39%と高く、朝食の質の改善が課題です。

3) 地場産物の理解（給食関連）



「よく知っている」 + 「少し知っている」: 小学生で約 88~92%、中学生で約 93~95% 小中学生とも地場産物に対する認知は高く、特に小学生で「よく知っている」が増加傾向にあります。

4) 学校給食における地場産物の利用



40~50%台で推移しており、地場産物に触れる機会の確保に寄与しています。

(4) 家庭の状況（食育アンケートの教育分野との関係）

食育アンケートは全年代を対象としたものであり、保護者層のみを示す調査ではありませんが、教育分野の検討に関する基礎的傾向として以下を参照します。

- ・ 食育の認知
「言葉も意味も知っている」：70%
→ 家庭で食育の情報が受け入れられる土台があると考えられます。
- ・ 食育への関心
「関心がある」「どちらかといえば関心がある」：計 92%
→ 家庭との協働が進めやすい状況です。
- ・ 主食・主菜・副菜を意識した食事
「食べている」：71%
→ 一定割合の家庭で食事バランスへの配慮がみられます。
- ・ 地場産物を意識して選んでいる
「はい」：61%
→ 給食における地場産活用と親和性が高い状況です。
- ・ 行事食・郷土料理を取り入れている
「よく・たまに取り入れる」：80%
→ 食文化の継承に関する家庭が多い状況です。

※家庭の調理量・購買量に関する定量データはなく、実践状況の把握には限界があります。

(5) 課題の整理

- ・ 朝食の「質」の改善
朝食喫食習慣は確立しているが、食事内容には改善余地があります。
- ・ 家庭の食習慣のばらつき
学校が行う食生活アンケートと市民向け食育アンケートの傾向には差があり、家庭支援の必要性が示されています。
- ・ 地場産物の理解と家庭利用のギャップ
子どもの認知は高い一方、家庭の活用状況は把握できていません。

- ・学校・家庭・地域の協働強化

保護者の関心の高さを生かし、生活習慣改善につながる取組の仕組みづくりが求められます。

(6) まとめ

保育・学校教育では、食習慣形成、食文化体験、地場産物理解など、体系的な食育が実施されています。小中学生の朝食習慣は良好ですが、朝食の質には課題があり、家庭との協働が必要です。食育アンケートでは食育への理解・関心、地場産物への意識など教育と親和性の高い傾向が見られましたが、家庭の実践状況を把握できる項目は限定的です。今後は、子どもの発達段階に応じた食育の充実と、家庭・地域・学校が協働する体制づくりが重要になります。

第3節 市民の健康づくりと食習慣改善

（1）健康分野の位置づけ

健康分野では、妊娠期から高齢期までライフステージ全体を通して、食生活を基盤とした健康づくりを支えることが重要です。妊娠婦支援、乳幼児健診、生活習慣病予防、フレイル予防など、あらゆる世代で「食と健康」が密接に関わるため、保健・医療・地域の連携のもと、継続的な食育の推進が求められます。

特に、市民の健康課題として、肥満・高血圧等の健診所見が県平均より高い傾向にあり、食習慣改善の支援が現状十分とはいえません。これらを踏まえ、健康分野における食育の強化が必要です。

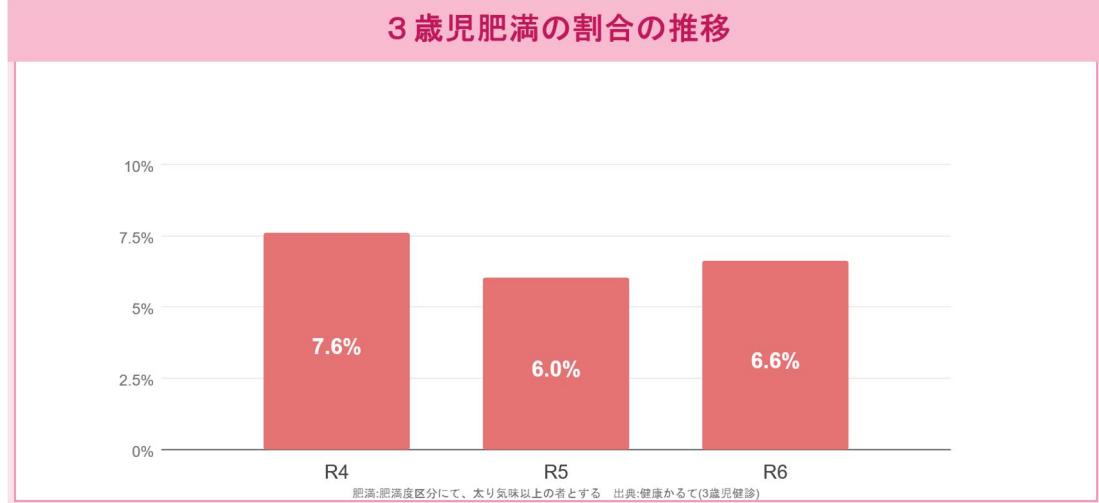
（2）妊娠婦・乳幼児期における取組

母子健康手帳交付時、妊娠婦健診、乳幼児健診、個別相談、家庭訪問など、あらゆる接点で、妊娠期・授乳期の栄養相談や食生活支援を実施しています。妊娠期や授乳期の適切な栄養摂取は母体の健康維持だけでなく、胎児・乳児の健全な発育の基盤となるため、引き続き重点的な支援が必要です。

乳幼児期は成長・発達が著しく、生涯にわたる健康行動の基盤を形成する重要な時期です。本市では母親学級、乳幼児健診（4か月・7か月・10か月・12か月・1歳半・3歳）、離乳食教室を通じて、栄養・食生活・生活リズムに関する指導を行っています。

本市の3歳児健診における肥満該当者の割合は、ここ3年間で概ね6～8%前後で推移しており、偏食・間食習慣・食事リズムの乱れなどが背景にある可能性があります。乳幼児期の栄養指導および家庭支援の強化が求められます

3歳児肥満の割合の推移

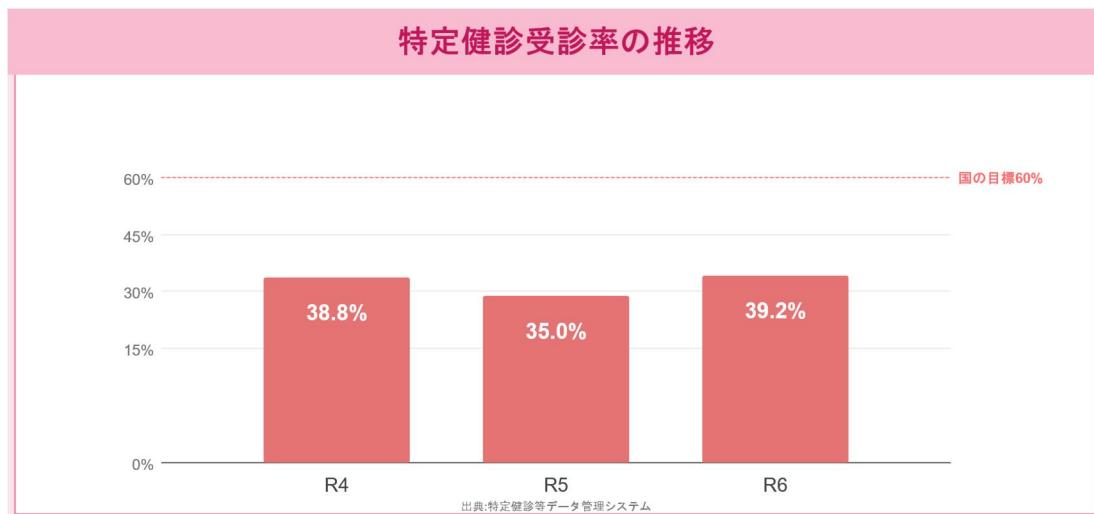


(3) 生活習慣病予防

・ 特定健診受診率

本市の特定健診受診率は年度により変動がみられるものの、令和6年度には39.2%へと回復しました。ただし、国の目標値には達しておらず、引き続き受診率向上が必要です。

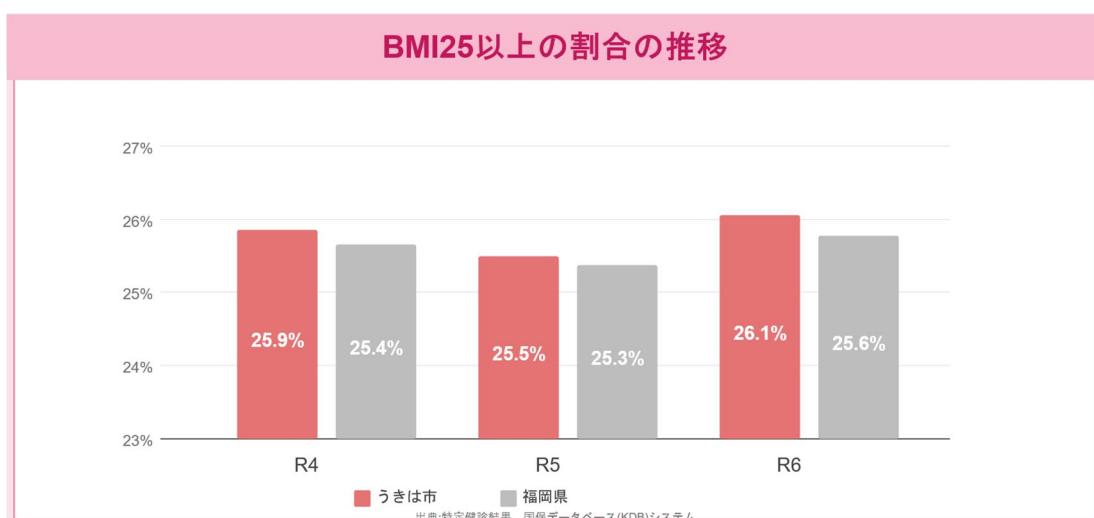
特定健診は生活習慣病予防の入口となる重要な取組であり、働き世代を含む市民が受診しやすい環境整備と、周知・啓発の強化が求められます。

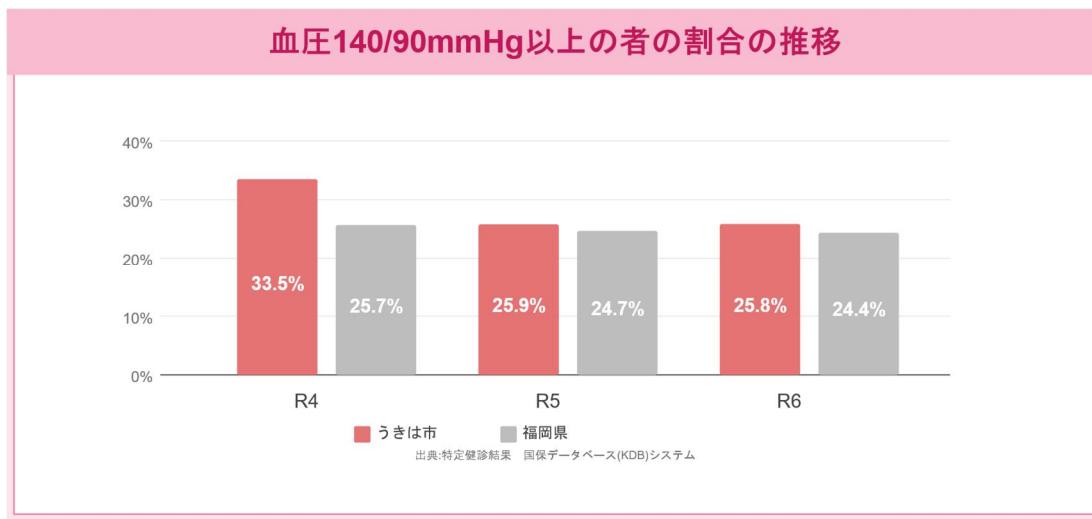


・ 食習慣と健康課題

本市では、肥満および高血圧の割合が県と比較して依然として高い水準にあり、生活習慣病の発症リスクを早期から低減していくことが重要な課題となっています。

これらの背景には、野菜不足や過剰な塩分摂取、間食習慣、食事リズムの乱れなど、日常の食行動に関わる要因が複合的に影響している可能性があります。



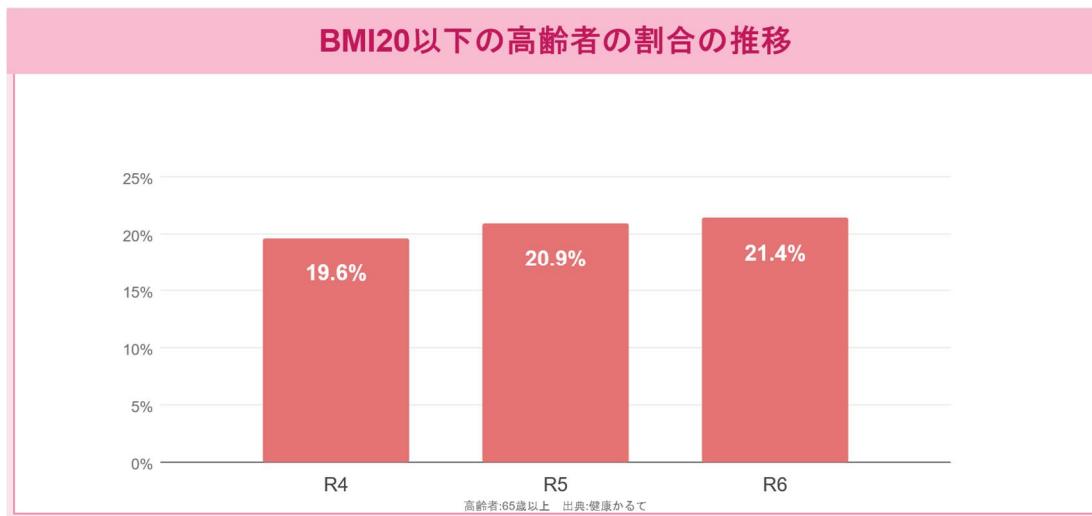


- うきは市食生活改善推進会の活動

地域に根差した健康料理教室、野菜たっぷりレシピの普及、地域での健康づくり支援など、多岐にわたる活動を実施しており、市民の健康づくりに寄与しています。担い手不足の課題はあるものの、本市の健康づくり・食育を支える重要な存在です。

(4) 高齢者の健康と栄養（フレイル予防）

高齢期では、低栄養がフレイル・要介護状態につながる危険性があります。本市の特定健診結果（65歳以上）、後期高齢者健診結果では、次のような傾向が確認されています。



- BMI20以下の割合は年々増加傾向にあり、食事量の低下、独居、調理負担など、多くの要因が重なります。

- 「エネルギー不足」「たんぱく質不足」「野菜摂取不足」「低栄養リスク」の把握が今後の課題となっています。

- ・フレイル予防として、栄養講話・栄養指導・買い物支援・調理支援・地域での見守りや交流活動との連携が重要です。また、移動販売や移動支援「のるーとうきは」の利用など社会資源の紹介も必要です。

(5) 家庭・市民の状況（食育アンケートとの関係）

食育アンケート（食と農と健康まつり R7.11）は全年代向けの調査ですが、健康分野の基礎資料として、以下の項目は食習慣改善に関するヒントとなります。

- ・野菜摂取量



「1日5~6皿（350g相当）食べている」：15%

→ 市民の約8割が野菜不足であり、食生活改善の必要性が示唆されます。

- ・主食・主菜・副菜を意識

「食べている」：71%

→ 健康的な食生活への意識は一定ある。

※ ただし、購買行動や調理頻度に関する設問はなく、家庭の実践状況の評価は限定的です。

※ 健康分野における食育アンケートの詳細分析は第4節「総合」で整理します。

（6）課題の整理

- ・ 3歳児の肥満など、成育期の食習慣に課題
- ・ 肥満や高血圧等の生活習慣病のリスクが高く、働く世代を含めたアプローチが必要
- ・ 野菜不足（市民の約8割）など、市民全体で食生活改善が必要
- ・ 高齢者の低栄養リスクが増加しており、フレイル予防との連携が不可欠
- ・ 食生活改善推進会の担い手不足

（7）まとめ

妊娠婦期から高齢期まで、食生活は健康を支える根幹です。本市では、母子保健事業、住民健診、地域の食生活支援など、多角的な取組が進められていますが、働く世代の健康課題、野菜不足、高齢者の低栄養など、多面的な改善が必要です。

食育推進計画として、以下の方向性が重要となります。

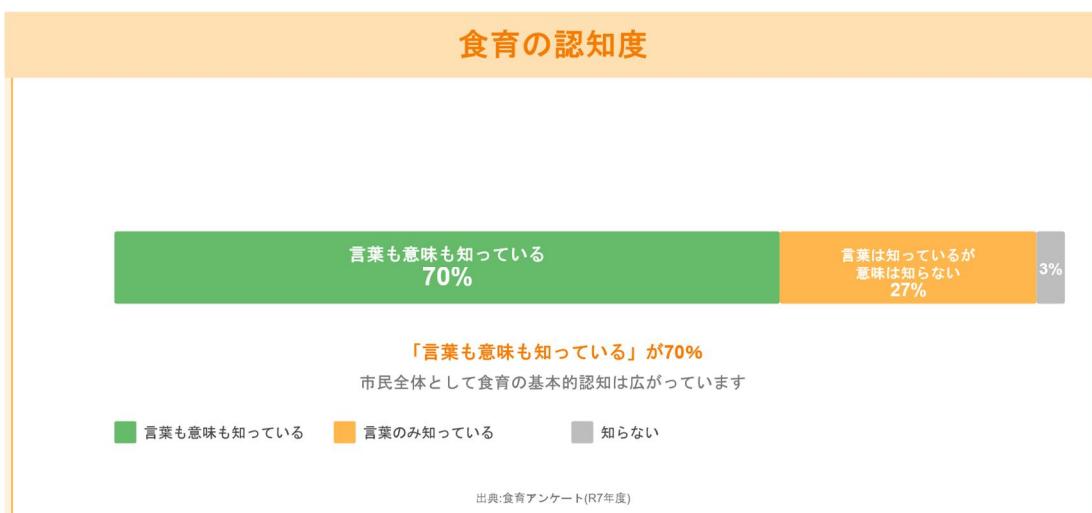
- ・ ライフステージに応じた食育の強化
- ・ 生活習慣病予防のため食事面に加え、運動や身体活動の取組と連携した生活習慣全体を通じた健康づくり（適正体重・野菜350g摂取・減塩等）の発信強化
- ・ 働く世代へのアプローチ強化
- ・ 高齢者のフレイル予防と地域支援の連携
- ・ 食育アンケートの知見を総合で整理し、根拠に基づいた対策

第4節 市民全体の傾向と総合的課題

(1) 市民全体の傾向（食育アンケート結果から）

本市では令和7年11月の「食と農と健康まつり」において食育アンケート（回答人数：341人）を実施し、市民の食習慣や食への関心など、食育の基礎となる傾向を把握しました。全年代を対象としており、市民全体の意識傾向として農・教育・健康の各分野を横断的に理解するための参考となります。

・ 食育の認知



「言葉も意味も知っている」が70%と最も多く、市民全体として食育の基本的認知は広がっています。

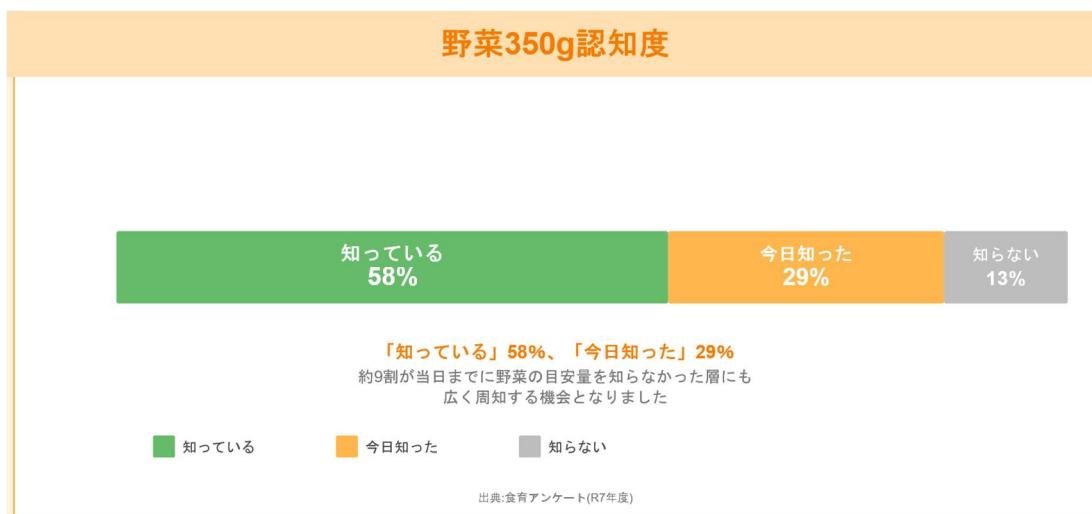
・ 食育への関心



「関心がある」「どちらかといえば関心がある」が計92%であり、食育に対する関心度

は高く、今後の施策展開の基盤が整っています。

- ・野菜 350g の認知度



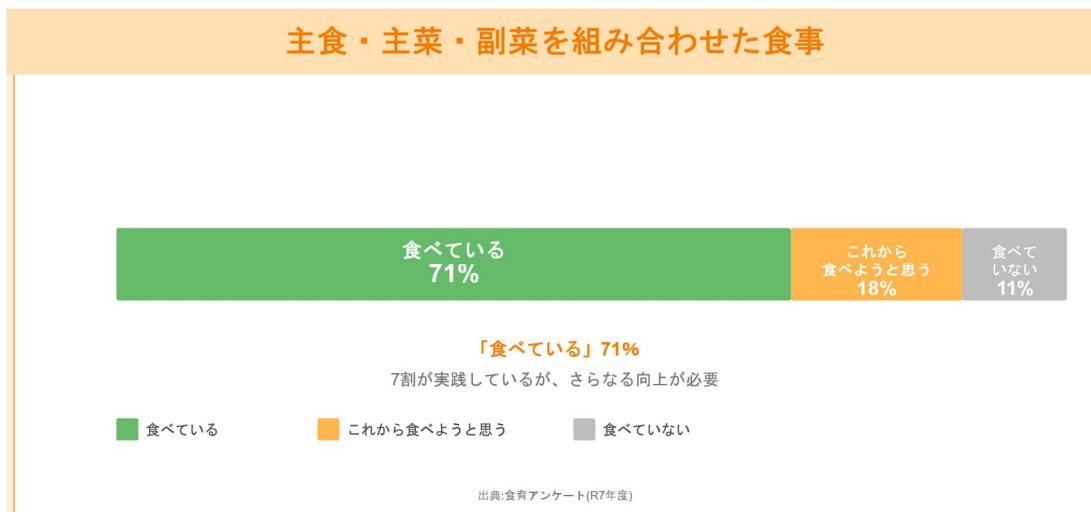
「今日知った」29%で野菜の目安量を知らなかった層にも、イベントによる啓発で広く周知する機会となりました。「知っている」58%の既に知っていた層と合わせて、約9割が認知している結果となります。

- ・1日の野菜摂取量



「5~6品（350g相当）」15%、「1~2品」40%で、市民の約8割が野菜不足である状況が明らかとなりました。

- ・ 主食・主菜・副菜を意識した食事



「食べている」71%であり、一定数の市民が栄養バランスに配慮した食生活を実践しています。

- ・ 生活習慣病予防への意識

「いつも気を付けている」「ある程度気を付けている」84%で、予防意識は比較的高い傾向です。

- ・ 減塩への意識

「気を付けている」70%（いつも・ある程度の合計）で、健康づくりに対する意識の高さがうかがえます。

- ・ 地場産物を選んでいるか

「はい」61%で、地場産物への意識は比較的高い傾向があります。

- ・ 行事食・郷土料理の取入れ

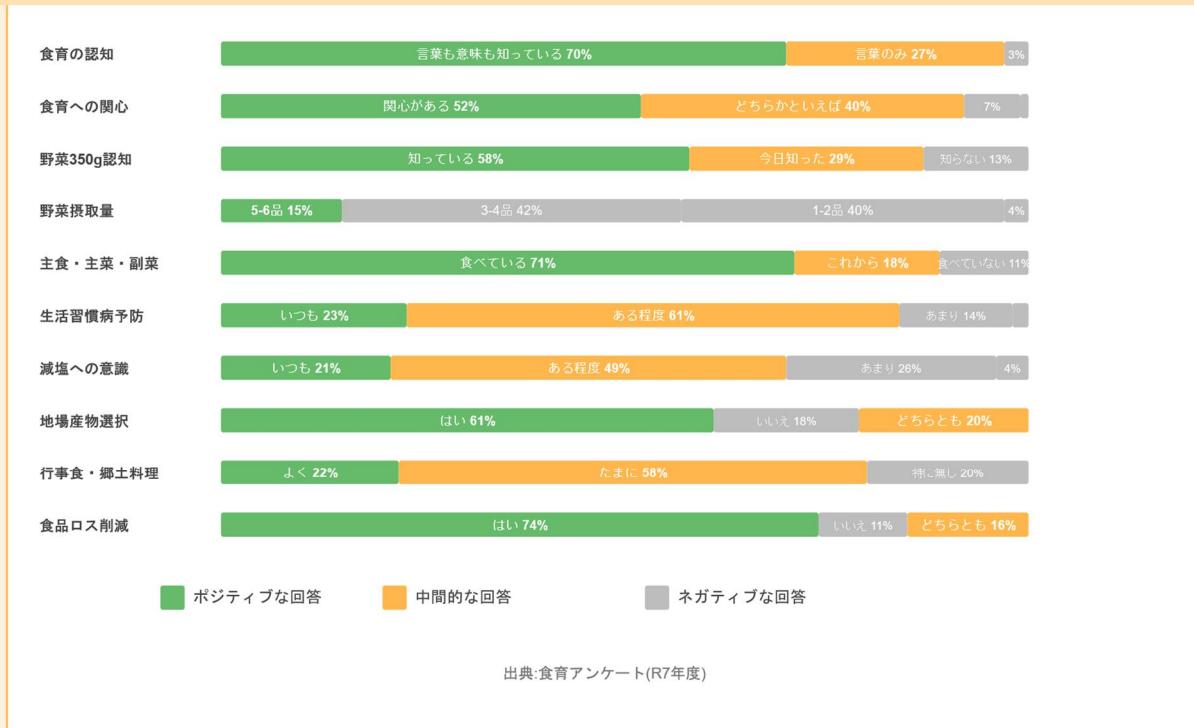
「よく取り入れる」「たまに取り入れる」が80%で、食文化の継承に関心がある家庭が多い状況です。

- ・ 食品ロス削減

「取り組んでいる」74%で、市民の実践意識が高い分野です。

※購買行動の頻度や調理頻度など、具体的な生活行動を把握できる設問は無く、家庭実践の詳細把握は限定的です。

食育アンケート結果の概要



（2）健康データを踏まえた市民の傾向

本市の特定健診や乳幼児健診、高齢者の栄養指標などから、世代ごとの健康課題が明らかになっています。

- ・ 3歳児の肥満増加

令和6年度の3歳児健診では肥満児が6.6%となり、横ばい傾向にあります。乳幼児期の食習慣形成支援の強化が必要です。

- ・ 働く世代（30～50代）の生活習慣病リスク

高血圧・脂質異常などの有所見率は県平均より高い傾向にあり、働く世代へのアプローチ強化が求められます。

- ・ 高齢者の低栄養

BMI20以下の割合が一定数存在し、フレイル予防や食支援の強化が必要です。

- ・ 健診受診率と行動変容のつながりに課題

特定健診の受診後、生活改善や栄養相談などへの移行率が十分でなく、行動変容支援の強化が課題です。

(3) 総合的課題の整理

農・教育・健康の各分野に共通する総合的課題として、以下の点が明らかとなります。

- ・朝食の「質」の改善

小中学生への食生活アンケートでは、朝食を「食べている」割合は高い一方で、その内容はパンのみなどの単品に偏るケースが3～4割を占めており、栄養バランスの改善が課題となっています。この傾向は、子どもだけでなく保護者の食習慣とも関連している可能性が高く、家庭全体での朝食の質の向上が求められます。

- ・家庭の食習慣のばらつき

小中学生への食生活アンケートと食育アンケートを比較すると、家庭の状況に差があり、保護者支援の強化が求められます。

- ・地場産物の理解は高いが、家庭実践は未把握

子どもの認知度は高い一方、家庭での購買・調理の実践状況は市として十分に把握できていないため、評価が限定的です。今後の把握方法の検討が必要です。

- ・ライフステージごとの課題が顕在化

乳幼児：肥満や偏食

働く世代：生活習慣病リスク、食事改善の時間制約

高齢者：低栄養・フレイル

→ 世代ごとに必要な食支援の内容が異なり、多層的な施策が必要です。

- ・情報発信の弱さ

各分野で取組があるものの、市民に届きにくく、発信方法の改善・統一的なメッセージ発信が求められます。

- ・食育の担い手不足

食生活改善推進員・地域ボランティアの担い手不足解消のため、若年層の参画促進が課題です。

- ・働く世代へのアプローチ不足

30～50代へ向けた食育の取組が少なく、日常生活に「無理なく入り込む」仕組みづくりが必要です。

（4）まとめ

食育アンケート、健診データ、食生活アンケート、農業政策の状況を総合すると、本市の食育には次の特徴があります。

- ・ 食育の認知・関心は高い
- ・ 地場産物への意識は比較的高い
- ・ 家庭の実践状況の把握が難しい
- ・ ライフステージごとに異なる課題が顕在化
- ・ 30～50代への食育へのアプローチ不足が課題
- ・ 農・教育・健康が連携することで改善の余地が大きい

今後は、家庭・学校・保育所・地域（購買行動）・健診（健康指標）が相互に循環し、日常生活の中で無理なく実践が継続できる仕組みを整備することが重要です。

第4章 本市の重点的な食育の方向性と施策展開

本章では、第2章で示した本市の食育の基本理念を踏まえ、第6次計画期間に重点的に取り組むべき食育の方向性と、その実施に向けた具体的な施策について示します。これまで本市は、第1次計画から第5次計画まで、家庭・学校・地域・行政が一体となって食育を推進してきました。特に、豊かな農産物に恵まれた地域性を生かした「地産地消の推進」、学校教育を通じた「子どもの育ちに寄り添う食育」、生活習慣病予防を軸とした「健康づくり」を柱として、様々な取り組みを進めてきました。

しかしながら、近年の社会状況の変化により、食を取り巻く課題は多様化・複雑化しています。核家族化の進行、働き方の変化、外食・中食の増加、個人の生活リズムの多様化により、家庭での食育機会は減少しています。特に若い世代では朝食欠食、野菜摂取不足、スマートフォン利用等による生活リズムの乱れが指摘されています。また食育アンケートでは、「野菜摂取の重要性は理解しているが実践が難しい」という傾向がみられ、“理解は高いが行動が伴わない層”的存在が示唆されています。

高齢者においては、フレイル予防と栄養の確保が重要な課題です。低栄養傾向の高齢者の割合は増加傾向にあり、単独世帯・高齢夫婦世帯の増加を背景に、食環境の脆弱化が懸念されています。母子保健領域では、離乳食の進め方、幼児期の偏食、子守り代わりのメディアの使用、3歳児健診における肥満傾向児の増加など、幼児の食と発達の課題への早期対応も求められています。

さらに、食育アンケートでは地場産物に対する理解度が高い結果となっている一方、家庭での購買や調理との結びつきについては、現時点では十分に把握できていない状況です。アンケート項目に「購買行動」や「調理頻度」に関する設問がないため、実際の行動変容との関連性は見えにくく、今後の調査や働きかけが必要です。豊かな農産物に恵まれた本市において、「知っている」から「買って使う・食べる」までをどう接続するかが、次期計画における重要なテーマとなります。

こうした状況を踏まえ、本市では「農」「教育」「健康」の三分野が有機的に連携し、相乗的に食育効果を高めていくことを重視します。農業の振興は食材供給だけでなく、地域経済や子どもの体験、健康的な食生活の実現につながる基盤です。教育分野では、学校給食や授業、体験活動を通じ、子どもが食に向き合い、選択し実践できる力を育むことが求められます。健康分野では、ライフステージに応じた切れ目ない支援、生活習慣病予防、高齢者の介護予防など、生涯を通じた健康づくりの推進が必要です。

特に、市民の理解と実践の乖離を埋めるため、国が掲げる「1日350gの野菜摂取」の実践を、市全体として環境整備により後押しすることを重点項目とします。家庭での調理支

援、学校給食の活用、地域での料理教室、直売所や地場商品の情報発信など、生活のあらゆる場面で“もう1皿の野菜”を実践しやすい環境づくりを進めます。

また、母子保健分野の離乳食支援、若い世代へのわかりやすい情報発信、働き世代への生活習慣改善の後押し、高齢者への低栄養予防など、ライフステージごとに必要な食育を展開していくことも本計画の柱です。

第1節 三つの基本方針（施策の大綱）

第6次計画では、これまで取り組んできた「地産地消」「子どもの育ちに寄り添う食育」「健康づくり」の柱を引き継ぎつつ、社会環境の変化や市民ニーズを踏まえ、食育を「農」「教育」「健康」の三つの視点から総合的に推進します。本節では、本市の食育を方向付ける三つの基本方針を示します。

（1）地域に根ざした信頼される農産物づくり（農業生産の面）

地域の豊かな農産物を基盤とし、安心・安全で持続可能な農業生産を推進します。地元農産物の利用拡大、生産者と消費者の交流、子どもの農業体験などを通じて、食への理解を深め、地域全体で「知る・育てる・食べる」が循環する食環境の形成を図ります。

（2）食から広がる健康な身体と豊かな心づくり（学校・保育所等教育の面）

学校・保育所等における食育を通じ、子どもが食を理解し、主体的に選択し、実践できる力を育てます。給食を中心とした日々の食教育、授業や体験活動、家庭や地域との連携を強化し、成長段階に応じた食育の充実を図ります。

（3）すべての市民が健康で長生きしてよかったと思う健康づくり（健康促進の面）

生活習慣病予防、野菜摂取の促進、口腔の健康、フレイル・低栄養予防など、生涯を通した健康づくりの取組を推進します。母子保健、働き世代、高齢者といったライフステージごとの課題に応じ、切れ目のない支援体制を構築し、市民一人ひとりの健康的な生活習慣の定着を図ります。

第2節 地域に根差した信頼される農産物づくり（農業生産の面）

本市では、豊かな自然環境と肥沃な土地に支えられ、年間を通して多様で高品質な農産物が生産されています。これらの農産物は、市民の健康づくりだけでなく、学校給食や地域産業、観光振興など多方面において重要な役割を果たしています。食育を推進していくうえで、農業分野は食の安全性や持続可能性、地域経済を支える「基盤」として極めて重要であり、農・教育・健康の各分野と連携することで、食育の効果を一層高めることができます。

一方で、近年は食のグローバル化や生活様式の多様化により、市民の調理機会の減少や農業への関心の低下、若い世代の食体験の不足などの課題も見られます。また、食育アンケートでは「地場産物への理解や信頼度は高いものの、日常的な購入や調理などの行動との結びつきには個人差がある」という傾向が示されており、地域農産物への理解から、実際の選択行動につなげる環境整備が求められています。

こうした状況を踏まえ、本市では、「地産地消」「安全・安心な農産物の生産」「子どもの農業体験を通じた食農教育」の3つを柱として、市民が地元農産物を自然に選び、生活の中で活用できる環境づくりを進めていきます。

（1）地産地消の推進

地産地消は、地域農業の振興と市民の健康的な食生活の双方に寄与する重要な取組です。生産者と消費者をつなぎ、農産物が身近に選べる環境づくりを行います。

① うきは産農産物を購入しやすい環境づくり

- ・道の駅うきは、にじの耳納の里などの直売所を活用し、季節の農産物や加工品を分かりやすく展示・販売できるような取組を推進します。
- ・6次産業化を推進し、生産者が加工・販売に参画できる仕組みづくりを支援し、付加価値の向上や販路拡大につなげます。
- ・直売所や観光拠点、学校等で地場産物の情報発信を行い、市民の購入行動を後押しします。

② 学校・保育所・福祉施設等における地元農産物の利用を促進

- ・学校給食では、柿・梨・ぶどう・いちごなどの果物を中心とした地元産食材の活用を推進し、子どもが自然地元の恵みに触れる機会を確保します。
- ・保育所や認定こども園では「地産地消の日」を設け、地場産物のみを使用した給食提供を行います。



③ 野菜摂取の促進と連携した地産地消の推進

- ・食育アンケートで課題として挙がった野菜摂取の不足に対応し、直売所やイベントなどで「野菜 350g」啓発と地元野菜の購入促進を連動させます。
- ・健康分野と連携し、市民が「買う→食べる→健康づくり」へと行動を進めやすくなる仕組みをつくります。

（2）高品質で安定した安全・安心で健康的な農産物の生産推進

市民が安心して地元農産物を選択できる取組を推進します。

① 高品質な農産物生産の支援

- ・農産物の品質向上のため、生産者が活躍できる支援事業の情報提供
- ・野菜づくり教室の開催（図書館講座）

（3）生産者と消費者との交流促進

食と農の距離を縮め、農業への理解を深めるため、生産者と消費者の交流の場を広げます。

① イベントや情報提供等で消費者と生産者との交流を通した食への感謝と農業への理解促進

- ・「食と農と健康まつり」などのイベントで農産物販売や体験企画を検討します。
- ・市内外のマルシェや観光拠点での地場産品プロモーションを推進します。
- ・企業、教育機関、消費者団体などとの協働により、地域農業の理解促進を図ります。

市民が「食べることが地域を支える」という意識を持てるよう、触れ合いの機会を充実させます。

（4）子どもの農業体験を通じた食農教育の推進（教育分野との連携）

子どもの時期に農業体験や調理体験を行うことは、食の大切さを理解し、自ら選択し実践する力を育むうえで効果的です。

① 小学校児童の農業体験、調理実習を通した、食と農の理解促進

- ・教育委員会と連携し、農業体験（種まき・栽培・収穫）や調理実習を継続的に実施します。

② 園児食育体験の実施

- ・保育所・認定こども園における収穫体験や自然体験を支援し、幼少期から食と自然に親しむ機会を提供します。

■ KPI（農業分野）

取組	現状 (R6)	目標値 (R10)	データソース	取組主体
地産地消を意識している市民の割合	79% (R7)	80%	食育アンケート	保健課
学校給食における地元農産物を使用する割合	46.7%	30%以上※		学校教育課
保育所（園）での「地産地消の日」に地元食材のみの給食を提供した回数	12回／年	継続		福祉事務所
野菜摂取を促進するため、地元野菜摂取協力店舗の確保数	-	2店舗		保健課 農林振興課 うきはブランド推進課
農業収穫体験を実施している保育所（園）等の数	8園	継続		保健課

※R6 年度までは 45~50%で推移していたが、R7 年度は物価高騰により大幅な低下が見込まれるため、目標値を低めに設定した。

第3節 食から広がる健康な身体と豊かな心づくり（学校・保育所等教育の面）

子どもが生涯にわたり健全な食生活を実践し、自らの健康を主体的に守り育てる力を身につけるためには、幼少期から継続的に食に触れる環境が重要です。保育所や学校は、毎日の給食、学習、生活の中で自然に食と関わることができる場であり、家庭では得がたい多様な体験を通して、知識・態度・行動を育む役割を担っています。

本市では、学校教育課、福祉事務所（保育所）、農林振興課、保健課など関係機関が連携し、子どもの発達段階に応じて計画的な食育推進を図っています。特に「野菜摂取量の増加」「地元農産物の理解促進」「食文化継承」「偏食への対応」などを重点的に取り組む課題と位置付けています。

【保育所（園）・認定こども園における食育の推進】

（1）保育所（園）・認定こども園における食育推進体制の充実

乳幼児期は、味覚形成や食への関心が育まれる重要な時期です。本市では、保育所等における日常的な食育の充実に取り組んでいます。

① 食育関係者の食育理解と実践強化

- ・市保育協会による研修会を実施し、保育士等の食育理解や指導力の向上を図ります。
- ・年間の食育計画を策定し、遊びや日常生活の中で自然に食に触れる経験を増やします。
- ・給食だより等を活用し、野菜摂取の重要性や家庭で取り入れやすい工夫をわかりやすく発信します。

② 専門性を活かした食育指導体制の整備

- ・栄養士を配置し、献立作成、栄養管理、保護者向け情報提供など、専門性を生かした食育指導を行います。

③ 保育所給食の充実

- ・年間・月間目標に沿った献立作成、旬の地元食材の活用、安全でバランスの良い給食提供に取り組みます。
- ・給食調理員研修（実習）や給食部会の開催により、給食の質の向上を図ります。

④ 家庭・地域・関係機関との連携した取り組みの推進

- ・保護者向けの啓発、給食試食会の実施により、家庭との連携を強化します。
- ・家庭での食習慣につながる情報提供も行います。

⑤ 食育体験の促進

- ・JA や林業研究グループと連携し、ピザづくり、マイ箸づくり等の体験活動を実施します。
- ・幼児期から“食と自然”に触れる体験機会を確保します。

【学校における食育の推進】

（2）教育関係者の食育理解の促進と食に関する指導の充実

① 教育関係者の食育理解と実践強化

- ・校内外の研修を通じ、食育の理念や実践方法を共有し、学校全体で取り組む体制を整えます。
- ・栄養教諭・養護教諭の専門性を生かし、指導人材の育成と活用を進めます。

② 学校における食育推進体制の整備

- ・学校給食会、学校保健委員会を活用し、学級・学年・学校全体での食育を推進します。
- ・TT（栄養教諭・養護教諭のチームティーチング）やGT（地域人材のゲストティーチャー）を用い、多様な学習を展開します。

（3）食に関する教育目標の明確化と食育活動の充実

① 食育の年間指導計画の取組

- ・各校が食に関する年間指導計画を作成し、教科・学級活動・給食の時間と関連付けて実践します。
- ・「食べ物の働き」「栄養バランス」「地域の食材」「食文化」などを継続的に学ぶ機会を確保します。

② 食育体験の促進

- ・「弁当の日」の実施、市民大学（子ども未来学部）での料理教室など、子どもが主体的に学ぶ場を提供します。
- ・農業体験とも連動させ、体験学習の幅を広げます。

③ 食育連携組織の取組

- ・「ふれあい給食会」「食育講話」「試食会」など、地域・多世代の交流機会を設けます。
- ・就学前保護者に対する食育講話やチラシ配布により、家庭との接続を強化します。

④ 食生活習慣の実態調査を実施し指導の強化に努める

- ・学校アンケート等により、朝食の状況、野菜摂取、偏食等の実態を把握し、指導に生か

します。

（4）健康で安全な学校給食体制の確立と地場産物の活用による給食の充実

① 学校給食の充実と質の向上

- ・献立年間計画に基づき、献立検討委員会を開催し、給食内容の向上を図ります。
- ・地域食材や郷土料理を取り入れ、地元の食文化への理解を深めます。
- ・学校給食会の研究指定、調理員研修、調理コンクール実施により、給食の質を高めます。

② 地場産物の活用促進

- ・旬の地場産物を活用したメニュー提供を継続します。
- ・地場産物を活用したレシピコンクールを開催し、家庭への普及も図ります。



③ 野菜摂取量増加に向けた啓発

- ・給食だより等を通じて、野菜摂取のポイントや家庭向けの工夫を紹介し、「1日 350g」の実践につなげます。

■ KPI（教育分野）

取組	現状 (R 6)	目標値 (R 10)	データソース	取組主体
自分で作る「お弁当の日」の取組	小学校 6回/年 中学校 3回/年	継続		学校教育課
児童生徒の朝食の内容の単品のみの割合	小学生 39.7% 中学生 33.3%	35%以下	食生活アンケート	学校教育課
学校給食における地場産物の利用割合	46.7%	30%以上※	うきは市学校給食会	学校教育課
給食だより等で野菜摂取を扱った回数	-	3回/年		学校教育課 福祉事務所

※R6 年度までは 45~50%で推移していたが、R7 年度は物価高騰により大幅な低下が見込まれるため、目標値を低めに設定した。

第4節 すべての市民が健康で長生きしてよかったと思う健康づくり (健康促進の面)

本市では、市民一人ひとりが「健康で長生きしてよかった」と実感できる生活の実現を目指し、食を通じた健康づくりを推進していきます。野菜摂取量の不足、生活習慣病の増加、若年層における食習慣の乱れ、高齢者の低栄養など、ライフステージごとに抱える課題は多様化しています。第6次計画では、データに基づく課題分析を活用し、母子保健、学校教育、地域福祉、医療など関係機関連携を強化しながら、家庭から始まる食の改善、地域で支える食習慣づくり、重症化予防に向けた栄養支援に総合的に取り組みます。

(1) 「1日の野菜摂取量350g」を軸とした野菜摂取の促進

本市の食育課題の中でも、野菜摂取量の不足は重要なテーマの一つです。食育アンケートでは、「70gの小鉢を5～6皿(350g)」を実際に摂取している市民は15%にとどまっています。市民が日常生活の中で無理なく野菜を摂取できるよう、普及啓発や購買環境の整備を組み合わせて推進します。

① 野菜の摂取促進の啓発



- 野菜摂取協力店舗制度の導入

野菜摂取を市民ぐるみで推進するため、飲食店や小売店等に協力を依頼し、野菜を取り入れやすい売場づくりの工夫について協働して取り組みます。また、市と協力店舗が連携し、市民が日常的に野菜を選びやすい環境づくりを進めます。



- 市広報紙、ホームページ等を活用し、野菜350g摂取の重要性や具体的な目安量を分かりやすく発信します。
- 健康イベントでは啓発コーナーを設置し、実物展示や体験を通して理解促進を図ります。

(2) 食を通じた家庭からの健康づくりへの推進(母子保健・家庭教育)

乳幼児期からの望ましい食習慣の形成は、生涯の健康の基盤となります。本市では、妊娠期から切れ目のない食育を推進し、家庭での食習慣改善につながる学習機会を提供します。

① 母子保健事業における食育の取組

- 母親学級での妊娠婦への栄養指導、乳幼児健診での月齢に応じた食の講話、離乳食教室等を開催し、乳児期からの食育を支援します。

② 家庭向けの学習機会の充実

- ・地域の食に関する人材との連携による料理教室、男性料理教室などの開催を検討し、家庭内での食育実践力の向上を図ります。



- ・家庭での野菜摂取を促すため、調理の工夫や実践的な学びを提供する新たな教室等を検討し、子育て世代をはじめとする市民が生活状況に応じて参加しやすい形態で展開します。

（3）食を通じた生活習慣病対策の実施

メタボリックシンドローム、糖尿病、高血圧、腎機能低下などは本市の主要課題です。地域での実践、人材育成、医療連携を通じて生活習慣病の予防と重症化防止を図ります。

① 健康づくり推進協議会の設置

- ・食育に関する普及啓発、地域活動の支援、健康づくり企画の立案を進めます。

② 地域での食生活改善推進の取組

- ・食育アドバイザーの育成、地域での伝統食料理教室、親子料理教室、野菜摂取促進料理教室等を実施します。

③生活習慣病重症化予防の取組

- ・医療機関と連携した栄養指導連携パスの運用、生活習慣病予防教室の実施、市広報紙等での健康情報提供など、医療と連携した重症化予防を推進します。

④ 介護予防・低栄養の取組

- ・低栄養や口腔機能低下を防ぐため、教室や訪問指導を実施するとともに、高齢者の社会参加を促進する取組を進めます。

⑤ 8020運動の推進

- ・乳幼児健診における歯科健診や、歯科衛生士による歯みがき指導等を通じて、生涯を通じた口腔内の健康の保持・増進を図ります。

⑥運動と連動した食育の啓発

- ・市内の運動施設等を活用し、食育に関するポスター等の掲示を行うことで、運動と食の両面から健康づくりへの意識づけを図り、食育を一体的に推進します。

(4) 地域や個々の食生活に応じた健康対策の推進

市民一人ひとりの状況に応じて、継続的な支援、データに基づく分析、医療連携などを組み合わせ、生活習慣改善や健康寿命延伸につなげます。

① 課題の把握・分析

- ・健康管理システムや保健事業評価システムを活用し、栄養状態や生活習慣の課題を抽出します。

② 保健指導・栄養指導の実施

- ・ライフステージごとの課題に応じた継続的な保健指導・栄養指導を行います。

③ 関係機関との連携

- ・糖尿病等重症化予防連携会議を開催し、関係機関との協力体制を強化します。

■ KPI (健康分野)

取組	現状 (R 6)	目標値 (R 10)	データソース	取組主体
野菜を350g以上摂取することを知っている市民の割合	87% (R 7)	90%	食育アンケート	保健課
1日に野菜小鉢70gを5～6皿食べる市民の割合	15% (R 7)	20%	食育アンケート	保健課
野菜摂取を促進するため、地元野菜摂取協力店舗の確保数	-	2店舗		保健課 農林振興課 うきはブランド推進課
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上食べる市民の割合	71% (R 7)	75%	食育アンケート	保健課
3歳児健診における肥満の割合	6.6%	3.5%	3歳児健診結果	保健課
うきは市国保特定健診受診率	39.2%	60%	国保特定健診	保健課
特定健診におけるBMI25以上の割合	26.1%	23%	国保特定健診	保健課
特定健診において血圧が140／90mmHg以上の者の割合	25.8%	23%	国保特定健診	保健課

第5節 総合的な食育推進のための環境整備

本市の食育は、家庭・保育所・学校・地域・農業など、幅広い分野が関わる横断的な取り組みです。第6次計画では、各分野の取組をつなぎ、効果的に推進するための体制や仕組みを整え、持続的に食育を実践できる環境づくりを進めます。

（1）食育推進会議等による連携体制の強化

- ・食育推進会議を開催し、計画の進捗状況や課題を共有します。
- ・農林、教育、健康などの関係課が、事業情報を相互に共有し、必要に応じて連携した施策を検討します。
- ・関係機関（JA、学校、保育所、地域団体等）との意見交換の場を継続し、実効性のある協力体制を構築します。

（2）分野横断の情報発信の強化

- ・市広報紙やホームページ等を活用し、各分野の食育に関する取組・成果を、市民が理解しやすい方法で発信します。
- ・イベント等では、農・教育・健康分野の展示を横断的に行い、食育全体のイメージを共有できるようにします。
- ・子育て世代、働く世代、高齢者などターゲット別の情報発信も工夫し、必要な情報が届く仕組みをつくります。

（3）計画の進行管理と成果の評価

- ・計画に設定した指標（KPI）を用いて、年度ごとに実施状況を確認し、改善点を明らかにします。
- ・事業効果の可視化を進め、次年度の重点施策の設定に生かします。
- ・庁内担当課で進行管理を行い、必要に応じて取組内容の修正や改善を図ります。

（4）担い手育成と地域力の強化

- ・教職員、保育士、食生活改善推進員、農業者、地域ボランティアなど、多様な担い手の育成を支援し、地域ぐるみの食育を推進します。
- ・食育の実践者同士が学び合う研修や情報交換の場を整備し、活動の継続と質の向上につなげます。

（5）市民が参加しやすい食育の場づくり

- ・世代や生活背景に応じて、参加しやすい食育の機会（教室、講座、イベント等）を継続的に提供します。
- ・実施形態（集合型・小規模グループ等）を柔軟に組み合わせ、多様なニーズに対応します。

第5章 計画の推進と評価

第1節 食育推進会議の役割

食育推進会議は、「うきは市食と農と健康を結ぶ食育推進条例（第16条）」に基づき設置されており、本市の食育推進の中心的な役割を担います。条例第17条では、次の役割が明確に位置付けられています。

- 1) 食育推進計画を策定し、その実施を推進すること。
- 2) 前号に掲げるもののほか、広く食育の推進について審議し、関連施策の実施を推進すること。

本計画期間においては、従来の審議機能に加え、農・教育・健康分野を横断した情報共有の場としての機能を強化し、各分野が把握する課題やデータを持ち寄りながら、総合的な食育施策の方向性を調整していきます。

第2節 食育推進体制の確立と強化

本市の食育推進体制は、食育推進会議を中心として、市役所内の関係部署、学校・保育所、農業関係団体、地域団体などとの連携により構築します。

（1）行政内部の連携強化

- ・農林、教育、健康の関係部署が、事業実施やKPIの進捗状況を共有し、分野間連携の機会を定期的に設けます。

（2）関係機関・団体との協働

- ・学校給食会、JA、食生活改善推進員会、地域団体等と連携し、地域全体で食育を進めます。
- ・乳幼児健診・学校教育・地域保健・農業振興がそれぞれ単独で動くのではなく、共通する課題（野菜摂取、食文化継承、家庭の支援不足等）に対して役割分担のもと協力体制を構築します。

（3）情報共有の強化

- ・食育推進会議での共有に加え、日常業務の中でも部署横断の情報共有を行い、取組の重複や抜けを防ぎます。

第3節 進捗管理とPDCAの運用

本計画の実効性を担保するため、計画的な進捗管理を行い、課題や進展状況に応じて柔軟に事業内容を見直します。

（1）年次点検

- 各部署が実施した事業の成果、KPIの達成状況、課題を年度ごとに整理し、計画との整合性を確認します。

（2）食育推進会議での意見反映

- 年次点検結果を食育推進会議に報告し、必要な助言を受けるとともに、次年度の改善点として反映します。

（3）KPIを活用した改善

- 野菜摂取量、地場産物の利用、朝食の質、食習慣など数値指標を中心に評価を行い、改善策を検討します。

第4節 情報発信の強化と市民参画

本計画においては「情報発信の弱さ」が共通課題として浮かび上がっており、従来以上に市民向け発信の質と量の向上が求められています。

（1）媒体を活用した効果的な発信

- 市広報紙、ホームページ、給食だよりなどを活用し、市民が実践しやすい形で食育情報を発信します。
- 若年層・働く世代に届く発信方法を検討し、「実践したい」情報提供に改善します。

（2）各課の取組の紹介

- 農・教育・健康の各課の食育に関する取組を分かりやすく紹介し、市民への理解を促します。

（3）市民参画の促進

- 料理教室、農業体験、親子講座など、市民が参加しやすい機会をつくり、学びと実践をつなぐ体験型の食育を推進します。

第5節 持続可能な推進体制の構築

（1）地域人材の育成と活用

- ・食生活改善推進員、農業従事者、地域ボランティア等の活躍を支援し、世代を超えた担い手の確保を目指します。

（2）地域との協働による取組の継続

- ・JA、学校、保育所、医療機関、企業、地域団体と連携し、持続可能な食育推進体制をつくります。

（3）社会環境の変化への対応

- ・人口減少、働き方の変化、デジタル化の進展など、社会環境の変化に応じて事業内容を適宜見直します。

第6章 計画の推進・評価・見直し

第1節 計画の推進

本計画は、市・関係機関・地域団体が連携し、農・教育・健康の各分野において総合的に食育を推進するものです。市は、関係部署間の協力体制を整え、事業を実施します。また、食育推進会議の意見を踏まえ、施策の具体化と効果的な推進に努めます。

第2節 進行管理（モニタリング）

計画期間中、事業の実施状況や主要指標（KPI）の進捗を定期的に確認します。
進行管理は次の方法により行います。

年度ごとの事業実施状況の整理（内部点検）

各担当課が所掌事業の実施状況・課題等を整理します。

食育推進会議での報告・意見聴取

必要に応じて食育推進会議に進捗を報告し、改善に向けた助言を得ます。

庁内での情報共有

関係課間で情報を共有し、課題がある場合は改善策を協議します。

第3節 計画の評価・見直し

中間評価

計画期間の中間年（概ね2年目）に主要指標の達成状況と取組内容を確認し、必要に応じて重点化・改善を行います。

最終評価

計画期間終了時に、KPIを含む成果を整理し、次期計画に反映します。

柔軟な見直し

国・県の動向、市民ニーズ、社会情勢（災害、感染症等）の変化に応じ、必要に応じて計画内容を一部修正します。

第4節 計画期間

本計画の期間は 令和8年度から令和10年度までの3年間 とします。

第7章 参考資料

○指標一覧

取組	現状 (R 6)	目標値 (R 10)
地産地消を意識している市民の割合	79%	80%
学校給食における地場産物を使用する割合	46.7%	30%以上
保育所（園）での「地産地消の日」に地元食材のみの給食を提供した回数	12回／年	継続
野菜摂取を促進するため、地元野菜摂取協力店舗の確保数	-	2店舗
農業収穫体験を実施している保育所（園）等の数	8園	継続
自分で作る「お弁当の日」の取組	小学校 6回／年 中学校 3回／年	継続
児童生徒の朝食の内容の単品のみの割合	小学生 39.7% 中学生 33.3%	35%以下
給食だより等で野菜摂取を扱った回数	-	3回／年
野菜を350g以上摂取することを知っている市民の割合	87% (R 7)	90%
1日に野菜小鉢70gを5～6皿食べる市民の割合	15% (R 7)	20%
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上食べる市民の割合	71% (R 7)	75%
3歳児健診における肥満の割合	6.6%	3.5%
うきは市国保特定健診受診率	39.2%	60%
特定健診におけるBMI25以上の割合	26.1%	23%
特定健診において血圧が140/90mmHg以上の者の割合	25.8%	23%

○うきは市食と農と健康を結ぶ食育推進条例
(平成 18 年 9 月 28 日条例第 47 号)

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条－第 7 条)
- 第 2 章 食育推進計画(第 8 条)
- 第 3 章 基本的施策(第 9 条－第 15 条)
- 第 4 章 施策の推進(第 16 条－第 21 条)
- 第 5 章 雜則(第 22 条)

附則

生涯にわたって健康で心豊かな暮らしを実現するためには何よりも食育が重要である。食育基本法で食育は生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置づけられているように、私たちの心も身体も全ては「食」の上に成り立っていると言える。特に子どもたちに対する食育は、人格形成に大きな影響を及ぼし、豊かな人間性を育んでいく基礎となるものである。農業、教育、保健、医療及び福祉等の課題の解決に食育は深く関わってくる重要な要素であり、市民一人ひとりが健康で心豊かな暮らしを創造できるよう、あらゆる分野で食育の観点を取り入れたまちづくりを推進していくことが重要である。

このため、うきは市は、食育のまちづくりの基本理念を明らかにし、すべての市民の参加と協働のもと、食育の学習とその実践の取り組みを、総合的かつ計画的に推進することを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、食育基本法(平成 17 年法律第 63 号。以下「基本法」という。)に基づき、食育が心身の健康の増進と豊かな人間形成の基本であるという認識の下に、食と農と健康を結びつけた総合的な食育の推進(以下「食育の推進」という。)に関する市の基本方針を定め、市、市民及び事業者(以下「市民等」という。)の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、子どもから大人まで全ての市民が、本市の地域の特性を生かした食育の知識を学び実践し、もって健康で文化的な市民生活と明るく活力あるうきは市の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食 安心安全な食生活及び食材の生産、製造、加工、流通、調理、廃棄及び衛生に至る広範な事象をいう。
- (2) 食育 市民一人ひとりが、食についての知識を楽しく学び実践することにより、市民自らが健康を守り、活力ある人生を生き抜く力を身につけること。
- (3) 地産地消 地元で生産された農林水産物を、地元で消費すること。
- (4) 事業者 次に掲げる者をいう。

ア 教育関係者等 教育並びに保育、介護その他社会福祉、医療及び保健に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体

イ 農林漁業者等 農林漁業者及び農林漁業に関する団体

ウ 食品関連事業者等 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその団体

(5) 本市の地域の特性 次に掲げることをいう。

ア 温暖な気候風土のもと、奥深き森、清らかな水、豊沃な大地等豊かな自然に恵まれていること。

イ 恵まれた豊かな自然から多種多様な食料が生産されていること。

ウ 食育のための体験の場が多数存在していること。

エ 食料を生産、加工する優れた人材が多数存在していること。

オ 郷土の食文化が継承されていること。

(基本理念)

第3条 市、市民等による食育のまちづくりは、基本法第2条から第8条及び次に掲げる基本理念に基づき推進するものとする。

(1) 食育の推進は、家庭や学校・保育所、地域、農業等食料生産の現場、健康・保健を維持促進する職場等、あらゆる場所を通じて、食に関する理解を深め、主体的かつ積極的に食に関する様々な学習及び体験活動を実践する、いわゆる食と農と健康を総合的かつ有機的に結びつけた取り組みを基本とすること。

(2) 食育の推進は、市民一人ひとりが、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実践することにより、市民の心身の健康増進と豊かな人間性を育むよう取り組むこと。

(3) 食育の推進は、市民の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることから、食物をもたらす豊かな自然、食に関わる人々及びその活動に対して感謝の念と理解を深めるとともに、豊かな自然を保全するよう努めること。

(4) 食育の推進は、伝統的な食文化及び地域特性を生かした食生活に配慮し、食料の生産者と消費者の交流を図りながら、地産地消に取り組み、本市の産業振興、観光交流の促進と農山村の活性化に資するよう推進すること。

(5) 食育の推進は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることから、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供に努めること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、食育の推進に関する総合的な施策を策定し、これを計画的に実施するよう努めなければならない。

2 市は、食育の推進に関する施策の普及啓発に努めるとともに、市民等の理解を得るよう努めなければならない。

3 市は、食育の推進にあたって、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念を理解し、家庭、職場及び地域社会における市民生活のあらゆる分野において、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、市が実施する施策に自主的かつ積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念を理解し、自主的かつ積極的に事業活動を通じた食の安全安心及び食育の推

進に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(国県等との連携)

第7条 市は、食育の推進に関して広域的な取り組みを必要とする施策について、国県及び他の地方公共団体(以下「国等」という。)と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、食育の推進を図るため必要があると認めたときは、国等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

第2章 食育推進計画

(食育推進計画の策定)

第8条 第16条に定めるときは市食と農と健康を結ぶ食育推進会議(以下「食育推進会議」という。)は、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本法第18条の規定に基づき、食育推進計画を定めるものとする。

2 食育推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食育の推進に関する施策についての基本方針

(2) 食育の推進の目標に関する事項

(3) 市民等が行う自発的な食育推進活動等の促進に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、食育推進計画を定めるにあたって、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

4 食育推進会議は、食育推進計画を定めたときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、食育推進計画の変更について準用する。

第3章 基本的施策

(家庭、職場及び地域社会における食育の推進)

第9条 市は、家庭、職場及び地域社会における食育の推進を図るため、管理栄養士等と連携しながら適切な栄養管理に関する知識を普及し、食に関する理解を深めることなどにより、市民の健全な食習慣の確立がなされるよう努めるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第10条 市は、学校、保育所等における効果的な食育の推進を図るため、県の協力を得ながら、栄養教諭、栄養職員、管理栄養士等を適切に配置し、食と健康に関する知識を更に高めるとともに、教育の一環として食料の生産から消費に至るまでの食に関する様々な体験活動を積極的に行うことなどにより、子どもたちの心身の健康を確保するよう努めるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進)

第11条 市は、生産者と消費者との交流の促進等により、両者の信頼関係を構築するとともに、消費者の生産者に対する感謝の念や理解を深めつつ、相互の連携が図れるよう努めるものとする。

(農林漁業の活性化及び農林漁業者への支援)

第12条 市は、安全な食料の安定的な供給の重要性を認識するとともに、農林漁業の活性化を図るため、生産基盤の整備を推進し、及び農林漁業者の経営基盤の強化を促進するよう努めるものとする。

(地産地消の促進)

第13条 市は、市内で生産された農林水産物が学校給食に利用されるよう推進するとともに、市民にも積

極的に消費されるよう努めるものとする。

(食文化の継承のための支援)

第 14 条 市は、地域の特色ある伝統的かつ優れた食文化の継承を推進するよう努めるものとする。

(食育の推進に関する普及啓発)

第 15 条 市は、効果的な食育の推進を図るため、関係者相互の情報を交換する会議の開催等により、その普及啓発を行うよう努めるものとする。

第 4 章 施策の推進

(推進体制の整備)

第 16 条 市長は、食育の推進に関する施策を積極的に実施するため、うきは市食と農と健康を結ぶ食育推進会議を置く。

(所掌事務)

第 17 条 食育推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 市の食育推進計画を策定し、その実施を推進すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、広く食育の推進について審議し、関連する施策の実施を推進すること。

(組織)

第 18 条 食育推進会議は、次に掲げる委員 20 人以内をもって組織し、市長が任命又は委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 各種団体の代表者

(3) 行政機関の代表者

(4) 市長が適任とする者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第 19 条 特別の事項を調査させ又は意見を聞くため、会長が必要と認めるときは、食育推進会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、識見を有する者、食育の推進に関する団体の役員又は職員その他市長が適任と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該特別の事項に関する調査又は意見の聴聞が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第 20 条 会長は、市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、食育推進会議を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 21 条 食育推進会議の会議は、会長が招集する。

2 食育推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 食育推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

第 5 章 雜則

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第6次（令和8～10年度）うきは市 食育事業の取組

基本指針	個別施策	取組内容	取組事業	対象者	担当課
総合	①食育推進会議	① 食育推進会議の開催	○うきは市の食育推進を積極的に進めるために、総合的な食育推進方策の策定と決定機関である食育推進会議を開催（年1回開催）	各種団体	保健課□
	②広報等媒体強化による食育推進	② 食育関連情報の発信	○広報、ホームページ等を活用した各食育事業の紹介や食育に関する知識の普及	一般市民	保健課
① 地域に根ざした信頼される農産物づくりの面（農業生産の面）	①地産地消の推進	①-1 うきは産農産物を購入しやすい環境づくり	○道の駅うきは・にじの耳納の里の施設活用 ○地元農産物を使用した6次産業の推進	一般市民	うきはブランド推進課 農林振興課
		①-2 学校・保育所・福祉施設等における地元農産物の利用を促進	○地元産柿・梨・ぶどう・いちご等を学校給食に提供 ○保育所給食における地元農産物の活用	小・中学校 保育所(園)	学校教育課 福祉事務所
		①-3 野菜摂取の促進と連携した地産地消の推進	○道の駅うきは・にじの耳納の里の施設を活用した啓発・野菜の販売促進	一般市民	保健課 うきはブランド推進課
	②高品質で安定した安全・安心で健康的な農産物の生産	②-1 高品質な農産物生産の支援	○農産物の品質向上に向けた支援事業の情報提供 ○野菜づくり教室の開催（図書館講座）	生産者 一般市民	農林振興課 図書館
		③-1 生産者と消費者との交流促進	○「食と農と健康まつり」への参加 ○各地イベント・マラソン等での特産品プロモーションの実施 ○農業と消費者の結びつきを強固にする取組や情報交換会の実施	消費者・生産者	うきはブランド推進課 農林振興課 保健課
		④-1 小学校児童の農業体験、調理実習を通じた、食と農の理解促進	○農業体験、調理実習を行い、地元農産物への理解、食への理解、食への感謝を養う。（食と農理解促進事業）	小学校	学校教育課
	④子どもの農業体験を通じた食農教育の推進	④-2 園児食育体験の実施	○園児の農業体験（収穫体験）	保育所(園)・認定こども園	保健課
		④-3 保育所給食の充実	○うきは市保育協会による食育関係研修会 ○年間食育計画の作成と実践 ○野菜摂取量増加のための給食だより等を通じた啓発	保育所（園）	福祉事務所
	② 食から広がる健康的な身体と豊かな心づくり（学校・保健所等教育の面）	④-4 専門性を活かした食育指導体制の整備	○栄養士の配置	保育所（園）	福祉事務所
		④-5 食育体験の促進	○食育の年間・月別目標に沿った給食献立の作成 ○地場産物の活用 ○保育所専用栄養管理ソフト活用 ○給食調理員研修（実習） ○給食部会の開催と給食情報の家庭への提供	保育所（園）	福祉事務所
		④-6 家庭・地域・関係機関と連携した取り組みの推進	○保護者に対する食育の啓発 ○児童と保護者等による給食（給食試食会の実施）	保育所（園）	福祉事務所
		④-7 教育関係者の食育理解と実践強化	○園児ビザ作り体験（J.Aにじ） ○園児マイ箸作り体験（林業研究グループ）	保育所（園） ・認定こども園（年長児）	保健課
		④-8 学校における食育推進体制の整備	○校内外の研修などを通じて共通理解を図る ○食育指導人材の育成と活用	小・中学校の全教職員	学校教育課
③ すよべかて（市の健康と民衆が進む健康の健康面）でつづくべきとして	③食に関する教育目標の明確化と食育活動の充実	③-1 食育の年間指導計画の取組	○学校給食会を含めた学校教育における食育の推進体制の充実	小・中学校	学校教育課
		③-2 食育体験の促進	○学校保健委員会の開催	小・中学校	学校教育課
		③-3 食育連携組織への取組	○TTT(栄養教諭・養護教諭)やGT(保護者・農業者・食進会・老人会・婦人会・保健福祉関係機関)等を活用した郷土料理づくりなど多様な学習活動を開発する	小・中学校 地域・家庭 一般市民	学校教育課 保健課
		③-4 食生活習慣の実態調査を実施し指導の強化に努める	○児童・生徒の調査実態報告 ○食に関するアンケート調査の実施	小・中学校	学校教育課
	④ 健康で安全な学校給食体制の確立と地場産物の活用による給食の充実	④-1 学校給食の充実と質の向上	○献立年間計画に基づいた毎月の献立(案)の作成及び献立検討委員会の開催 ○食育推進のための市学校給食会の研究指定 ○調理員研修・調理コンクールの開催	小・中学校	学校教育課
		④-2 地場産物の活用促進	○地域食材を生かした食事メニュー、郷土料理の発掘 ○うきは産お弁当レシピコンクール ○学校給食レシピコンクール	小・中学校	学校教育課
		④-3 野菜摂取量増加に向けた啓発	○野菜摂取量増加のための給食だより等を通じた啓発	小・中学校	学校教育課
	⑤「1日の野菜摂取量350g?’を軸とした野菜摂取の促進	⑤-1 野菜の摂取促進の啓発	○野菜摂取協力店舗制度の導入 ○市広報、ホームページ等を通じた野菜350g以上摂取のための取組 ○イベント時に野菜350gの啓発	一般市民	保健課 農林振興課 うきはブランド推進課
		⑤-2 母子保健事業における食育の取組	○母親級、妊娠婦への栄養指導 ○乳幼児健診において月齢に応じた栄養講話 ○乳児から食育を進めるための離乳食教室（4、5ヶ月児の保育者を通して食からはじめる健康づくり）	乳幼児と保護者	保健課
		⑤-3 家庭向けの学習機会の充実	○地域の食に関わる人材との連携による料理教室、男性料理教室の開催 ○野菜摂取を促進するための料理教室の開催	一般市民	保健課 生涯学習課
		⑤-4 健康づくり推進協議会の設置	○市民の健康づくり企画立案の調整、食育の啓発と広報 ○地域での食育活動の実践	各種団体	保健課□
		⑤-5 地域での食生活改善推進の取組	○地域における食育指導を担う食育アドバイザーの育成(隔年実施) ○地域での食育活動の実践	一般市民	保健課
		⑤-6 生活習慣病重症化予防の取組	○伝統食調理教室の実施 ○親子料理教室の実施 ○野菜摂取促進料理教室の実施	一般市民	保健課
	⑥ 食を通じた生活習慣病対策の実施	⑥-1 介護予防・低栄養の取組	○広報などを通じて食と健康に関する記事掲載(園児・糖尿病など) ○骨機能低下予防教室の実施 ○医療機関との栄養指導連携バスの実施	一般市民	保健課
		⑥-2 8020運動の推進	○1歳6ヶ月・3歳児健診への歯科健診及び2歳児・2歳6ヶ月児へのフッ素塗布 ○イベント等を利用した歯科保健活動	乳幼児 一般市民	保健課
		⑥-3 ○運動と運動した食育の啓発	○運動施設等を活用し運動と食を一体的に捉えた、食育の普及啓発	一般市民	保健課
		⑥-4 題課の把握・分析	○健康管理システムによるデータ管理及び、保健事業評価・分析システムを用いた分析	一般市民	保健課
		⑥-5 保健指導・栄養指導の実施	○生活習慣改善に向けた経年的な保健指導・栄養指導の実施	一般市民	保健課
		⑥-6 関係機関との連携	○糖尿病等重症化予防の連携会議の開催（医師・歯科医師・薬剤師会）	各種団体	保健課
	⑦ 市民の健康増進と食品ロス削減の推進	⑦-1 食品ロス削減、ごみ減量の推進	○3010運動の取組	市職員 一般市民	保健課

うきは市食と農と健康を結ぶ
第6次食育推進計画

令和8年3月

うきは市 保健課 食育・健康対策係